

SLN SOFTIC LAW NEWS

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎

編集 調査研究室長 石原 壽夫

No.18

1990.5.10

○通信プロトコルのヴァリエーションに関する米国判例

Secure Services Technology, Inc. v. Time and Space Processings, Inc.

I 事実関係	1
II 判決理由	3

SOFTIC

(財)ソフトウェア情報センター

〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1990
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

通信プロトコルのヴァリエーションに関する米国判例

Secure Services Technology, Inc. v. Time and Space Processings, Inc.
ヴァージニア州東部連邦地方裁判所 1989年9月29日判決

ファクシミリ機の通信プロトコルのヴァリエーションについて著作権侵害、加州トレードシークレット法違反の訴訟が提起され、いずれについても原告が敗訴した (Summary judgment)。

1. 事実関係

1) 原告のSecure Services Technology, Inc. (以下SST) は、政府と政府との契約者との間で秘密性のある情報を転送するファックス機 (Tempest機) を製造・販売していた。この Tempest機の製造・販売は従来 SST社の他、Valtec社、リコーが行っていた。被告のTime and Space Processings, Inc. (以下TSP) は1987年5月この市場に参入することを決めたが、そのためには先行3社の Tempest機との間でInteroperability (相互接続性) を達成することが必要であった。

2) Tempest 機相互間で接続性を達成するには、CCITT T. 30というハンドシェイク・プロトコルに従うことが必要である。このプロトコルは送信機と受信機との間で送付されるデジタル信号の内容、順序及びタイミングを規定するもので、次の各段階において各2進信号の内容、各信号の長さ、信号の順序を特定している。

- ① Call set up (確立)
- ② Pre-message procedure (確認)
- ③ Message transmission (送信)

④ Post-message procedure (確認)

⑤ Call release (開放)

相互接続性のためには、上記のような各段階の順序とパラメータ信号に従うことが決定的に重要 (crucial) である。

3) ところで、T. 30プロトコルは特定の信号について少しばかりの (slight) ヴァリエーションを許容している。例えば、1 0 1 0 1 0 1 X という信号において、Xには1か0を指定できるようになっており、いずれを選択する場合にもその意義はプロトコルによって予め定められており、また、X以外の残りの部分 (この例では、1 0 1 0 1 0 1) が正しい限りその信号は伝達される。さらに複雑な通信では、全く選択的 (optional) な信号の使用もプロトコルで許されている。しかし、その場合でも、伝送のシーケンス上指定された位置で送られないと、相互接続性は達成されない。

4) 原告のSSTは、T. 30プロトコルの制約の範囲内で種々の信号の内容とタイミングを変化させる限定的な選択をし、これをプロトコル・ヴァリエーションと総称して、トレード・シークレットと著作権の保護を主張するものである。

SSTのハンドシェイク・プロトコルは訴外 Keilsohn が著作権登録を有するコンピュータ・プログラムにより生成されるものである。Keilsohn とSSTはそのプログラムの権利帰属をめぐる別途係争中であるが、本件と直接には関係ない。

5) 地方、被告のTSPは、リコー及びValtec機との相互接続性を達成するために80万ドルを費やしており、SST機との相互接続性もできていると信じていた。1988年3月、空軍がTSP機に目を付け、TSPにSST機との相互接続性を実証するよう要請した。この実証は政府施設内のSST機からTSP社構内のTSP機へのテスト、データ送信によって行われた。

その際、TSPは証明のためプロトコル・アナライザー（プロトコル信号が分析できるよう送信スピードを遅くさせる機械）を利用したが、SSTはTSPがアナライザーのメモリーにSSTのプロトコルを固定したと主張している。

6) その後、TSPは自社ファクシミリ機を発売したが、1989年のはじめに空軍の役人がTSP機とSST機の間相互接続上の問題があることを発見し、2月その修正を要求するとともに政府所有のSST機をTSPに貸与した。TSPの技術者は再びSST機のプロトコルのタイミングを分析し、完全な相互接続性を達成した。

7) 裁判所は、SSTの次のような販売方法が本件解決の中心になる、としている。すなわち、SSTが政府にSST機を売る際、何らの権利留保なく一切の権利を売っている。また、第三者への機械提供を禁止する条項もなかった。さらに機械にも使用マニュアルにも制限や権利の表示、著作権表示もなかった。政府への売却前に政府に対し財産権の通知もしていなかった。

なお、SSTは著作権局にプロトコルの登録を申請しているが、登録証明は未だ発行されていない。

（以上の事実関係は判決文によるが、SOFTICの権利保護委員会における説明を参考にさせていただいた。）

2. 判決理由

① トレード・シークレット違反について

裁判所は、SSTが情報（プロトコル・ヴァリエーション）の秘密性保持のための合理的手段をとらなかったことは明らかであり、これをもってトレード・シークレットの保護を放棄したものと認定した。

この関係では、リバース・エンジニアリング（以下REともいう）について興味深い判示をしているので紹介しておきたい。

REの定義としては、「ある完成した製品から出発して、その製品がどのように動いているか、またはどのように作られているかを分析すべく逆上ってゆく過程である」と述べている。そして、先例としてAcuson判決を解説した後、

「本件では、SSTは財産権の留保なしで機械を売ったのであるから、そのプロトコル・ヴァリエーションを實際上開示したのである。政府が機械に関する一切の権利を取得したのであるから、TSPがSST機を手に入れたことは全く正当である。TSPがその後相互接続性の達成のためにプロトコル・ヴァリエーションを成功裡にリバース・エンジニアリングしたことも同じく正当である。法律〔加州トレード・シークレット法〕は、製品が不当な手段で取得されたものでない限り、トレード・シークレットになりうるものを発見する方法としてのリバース・エンジニアリングを明瞭に許容している。（3426, 1(a)）。（リバース・エンジニアリング…そのものは、不当な手段とみなしてはならない。）…（中略）

本件におけるTSPの行為は、恐らく、リバース・エンジニアリングの最も単純な形態である。TSPがSST機を開けたとか、何らかの方法で内部の部品又はソフトウェアを調べたということを示唆する証拠はない。TSPは単にプロトコル・アナライザーとブレイク・アウト・ボックスをSST機に接続し出力された信号を分析しただけである。TSPはそのあと自社機がSST機と通信できるよう自社のハンドシェイク・プロトコルを調整したのである。」

本件のような「最も単純な」REでない場合にはどのように判断されるのかはわからないが、回線トレースのような方法によるREに対して許容

的な感觸はうかがえるのではなからうか。

② 著作権侵害について

SSTは、TSPがプロトコル・ヴァリエーションをプロトコル・アナライザーに固定したことをもって著作権を侵害したと主張した。その証明には、SSTが有効な著作権を有することと、TSPがそれをコピーしたことが必要であるが、裁判所は前者（著作物性の要件）が証明されていない、とした。

「SSTは、そのプロトコル・ヴァリエーションは、T. 30プロトコルに基づいた、オリジナルな派生的言語著作物であると主張している。」

既存の材料（本件ではT. 30プロトコルという公有物）を利用した派生的著作物におけるオリジナリティーの基準に関しては、多数の判例が集積されているが、この裁判所は、M. Kramer Mfg. Co. v. Andrews 判決の「最小限」「低い敷居」(threshold)「たかだか適度の(modest)」といった表現やDan Kasoff, Inc. v. Novelty Jewelry Co. の「かすかな“オリジナリティー”の跡」、 「区別可能なヴァリエーション」を引いている。

本件で裁判所がプロトコル・ヴァリエーションがオリジナリティーを欠くとして著作物性を否定しているくだりを訳出しておこう。

「・・・本件プロトコル・ヴァリエーションは、“かすかなオリジナリティーの跡” さえも欠いている。SSTはたかだかT. 30プロトコルに加えたマイナーな内容のヴァリエーションに著作権保護を主張しうるだけである。しかし、SSTのハンドシェイク、プロトコルの形成、タイミング、順序及び内容はT. 30プロトコルの要求によって大きく規定されている。前述のとおり、SSTが変更できたのは、T. 30プロトコルの範囲内で一定の信号中の特定のビットだけである。しかし、T. 30プロトコルの制約はこうしたヴァリエーションを厳しく制限している。かくて、プロトコル

は、どのビットが変えられるか、その変更が何を意味するか、及び何時変更ができるか、を特定している。同様に、T. 30プロトコルが許容する選択的な信号はどれも送信の流れの中で特定の場所に限定されている。こうしたマイナーな2進信号の配列がえや変更は著作物性のあるもののレベルまで達しない。アンドリュース判決の寛大なオリジナリティー基準によっても、SSTのプロトコルは著作権保護に値する十分な選択行為を含まないものである。プロトコルの制約の範囲内におけるオリジナルな著作の機会は限定されており著作権を享受できない。2進数の単なる再配列に著作権を与えるなら、著作権法から實際上著作性 (authorship) 又はオリジナリティーの要件を排除することになるだろう。」

SSTは、T. 30プロトコルの実現のタイミングについても著作権保護を主張したが、著作権法 102条(b)の「アイデア、手続、プロセス・・・」の規定により保護を否定して、次のように述べる。

「タイミングは、電子信号が作られ、送られ、受け取られるプロセスにすぎない。こう見ると、電子信号のタイミングは“ハムレット”のページ上の個々の文字の大きさに類似している。プリントの大きさは、タイミングの変化と同じく、著作物性がない。」

結論には賛成であるが、タイミングが非常に重要な役割をもつ「作品」もあるから、これほど簡単に一蹴できるかについては若干の躊躇を覚える。また、書物の文字の大きさとの比喩も今一つピンと来ない。(いずれも創作の内容と関係ないと言いたかったのだろうが、“Tempest”機がテーマだから同じシェークスピアの“Hamlet”でジャレを飛ばしたかっただけだろう。)

本件判決は、プロトコル・ヴァリエーションという特殊な「作品」に関するもので、プロトコル全体や通信プログラムには判断が及んでいない。

しかしながら、相互接続性やREに対する姿勢がうかがわれるので注目に値すると思う。